

## 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要について

市長の諮問に応じ、調査審議等を行う機関として、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関の新設等をするため、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。

### 1 条例改正の内容

#### (1) 厚木市農業振興推進委員会の設置

##### ア 改正区分

新設

##### イ 設置目的

農業振興の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的として設置するものです。

##### ウ 委員の数

15 人以内

#### (2) 厚木市教育振興基本計画審議会の設置

##### ア 改正区分

厚木市教育委員会点検評価委員会の名称及び目的の変更

##### イ 設置目的

教育振興基本計画の推進について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的として設置するものです。

##### ウ 委員の数

5 人以内

#### (3) 附則による厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

委員長及び委員の報酬の額（日額）を定めるものです。

##### ア 厚木市農業振興推進委員会

(ア) 委員長 8,800 円

(イ) 委員 7,800 円

##### イ 厚木市教育振興基本計画審議会

(ア) 会長 8,800 円

(イ) 委員 7,800 円

### 2 条例施行日

公布の日

#### 【参考】地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。